

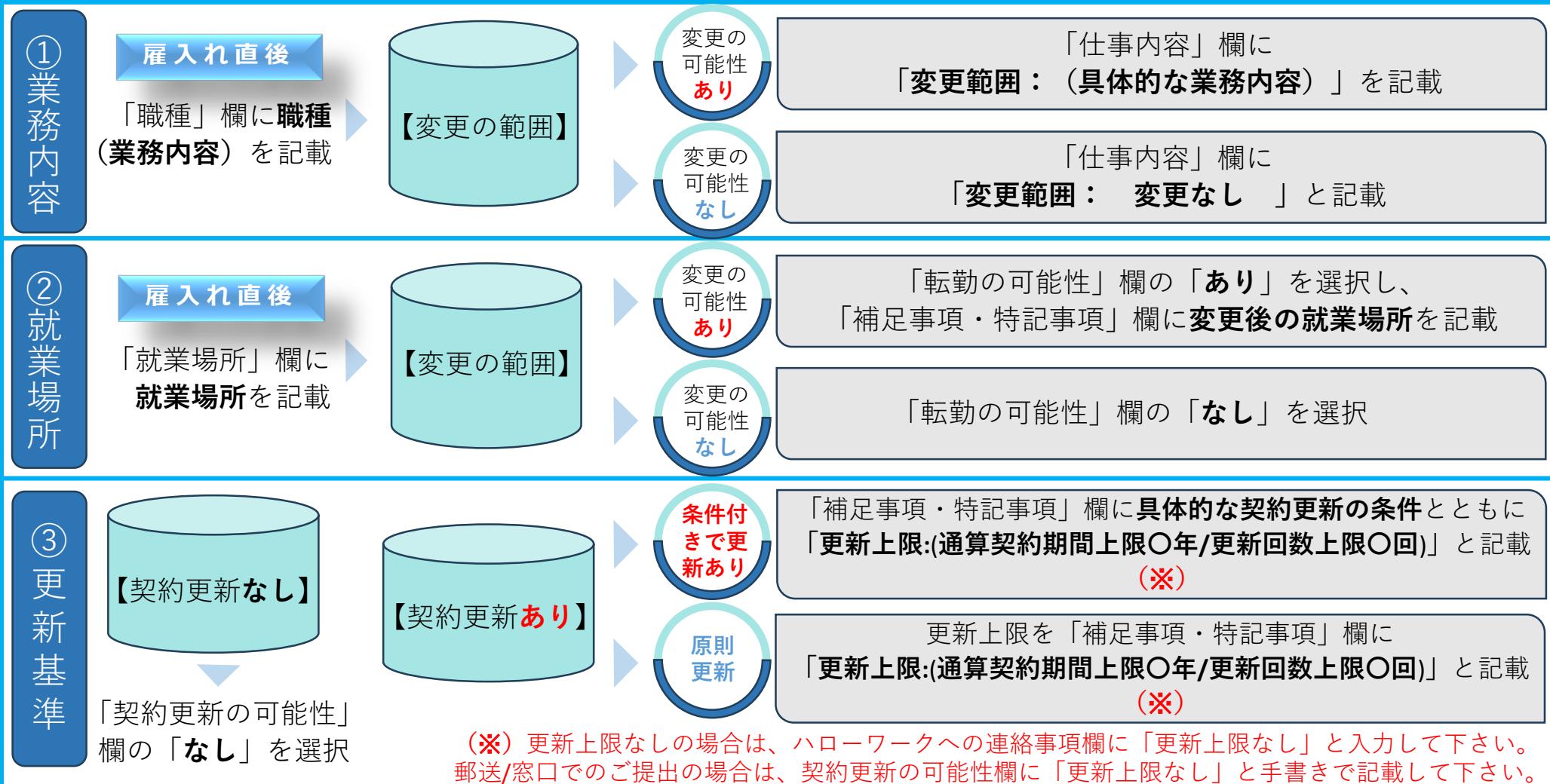
！！重要！！求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されました

職業安定法施行規則の改定により、2024年（令和6年）4月1日以降、ハローワークに求人申込を行う場合は、求人票に以下の①～③の明示が必要となりました。

①従事すべき業務の内容の変更範囲

②就業場所の変更範囲

③有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は更新回数の上限を含む）



仕事の内容:(全角300文字以内)

自社で製造している電子部品（主に自動車用部品）の法人向け営業

- ・受注計画に基づき新製品開発に合わせた製品の提案・見積り
- ・受注から納品までのフォロー・代金回収等

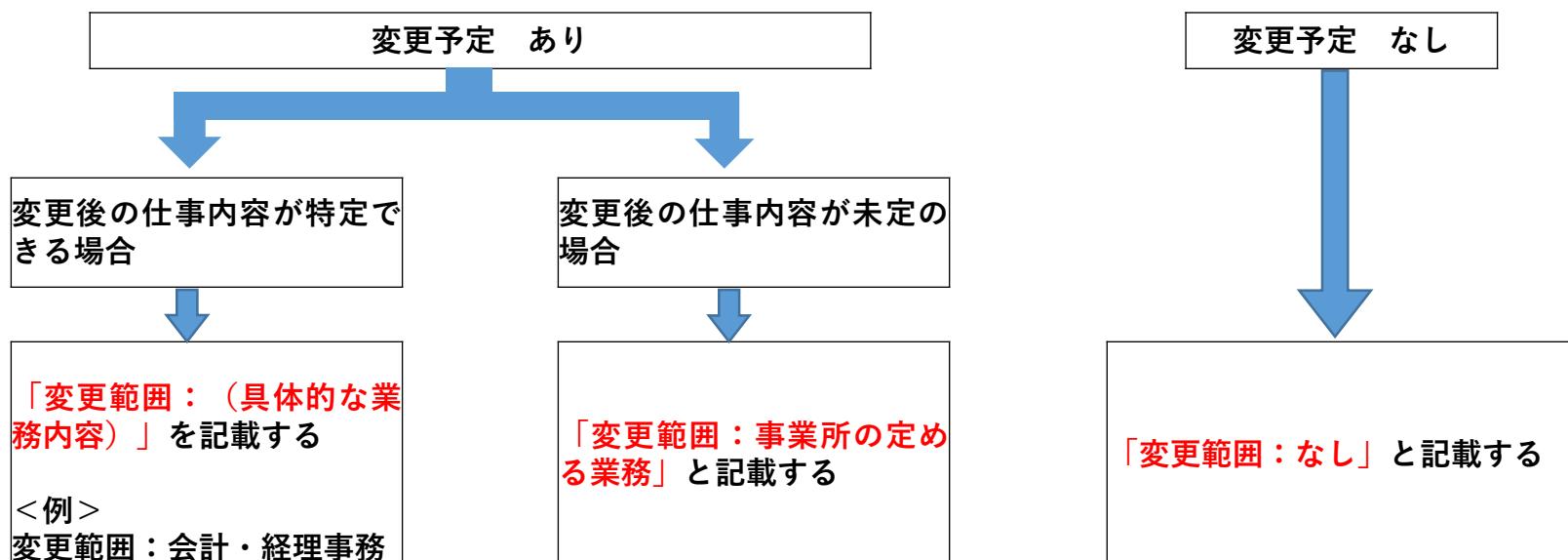
※顧客は主に国内の自動車メーカー（関東・東海地域）です。 ※既存顧客へのルート営業が中心です。

※目標はありますが、ノルマはありません。 ※入社後は、集合研修・現場OJTにより必要な知識・スキルが学べます。

«記入例»

※変更範囲：なし

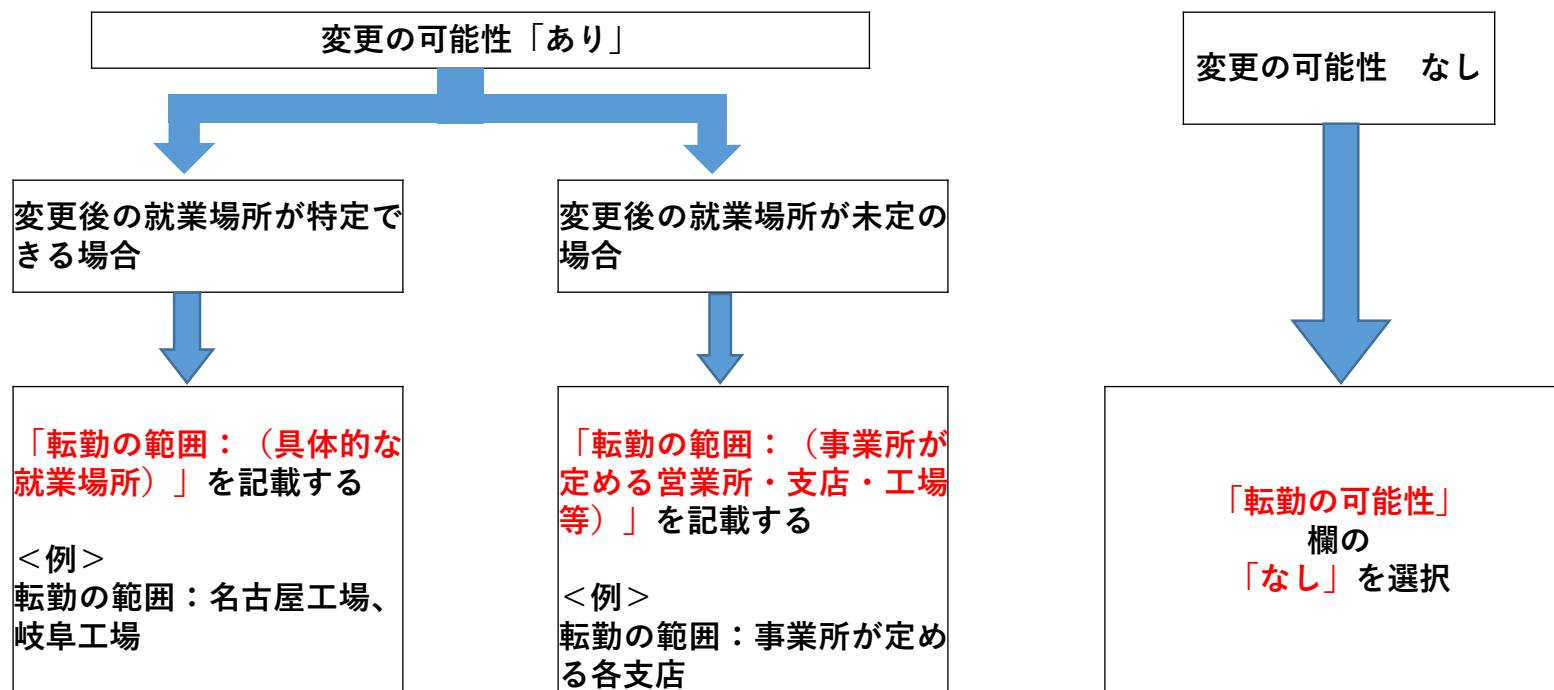
※採用時点において「将来的に職種変更予定がある・なし」を「仕事の内容」欄に記載する。



補足事項
(全角300文字以内)

・試用期間3ヶ月
《記入例》 転勤の範囲：名古屋工場、岐阜工場
応募前職場見学については、7月20日以降実施予定です。
更新基準：通算契約期間上限5年

※採用時点において「将来的に就業場所変更予定がある・なし」を「補足事項・特記事項」欄に記載する。



③ 更新基準（補足事項・特記事項欄）

補足事項
(全角300文字以内)

«記入例»

- 試用期間3ヶ月
- 転勤の範囲：名古屋工場、岐阜工場
- 応募前職場見学については、7月20日以降実施予定です。
- 応募前職場見学への参加の有無によって採否を決定するものではありません
- 更新基準：勤務成績による、通算契約期間上限5年

※「雇用期間の定めあり」で契約更新の可能性「あり」の場合、「補足事項・特記事項」欄に更新基準を記載する。

